

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項</p> <p>「イ〜ハ 略」</p> <p>ニ 内部格付手法採用行にあつては、次に掲げる事項</p> <p>「(1)〜(3) 略」</p> <p>（4）標準的手法が適用されるエクスポージャー（第五項に規定する定量的な開示項目のうち、別紙様式第二号第三十八面により作成するものに係るエクスポージャ</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「イ〜ハ 同上」</p> <p>ニ 「同上」</p> <p>「(1)〜(3) 同上」</p> <p>「加える。」</p>

一に限る。)について、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準

- (i) ソブリン向けエクスポージャー
- (ii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iii) 株式等エクスポージャー
- (iv) 購入債権

(v) 事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）

(vi) 中堅中小企業向けエクスポージャー

(vii) 居住用不動産向けエクスポージャー

(viii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(ix) その他リテール向けエクスポージャー

(x) 特定貸付債権

(xi) 事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け

- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

「表略」

「四〇八 略」

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている自己資本比率告示第七十六条に規定する株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャー」

- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

「同上」

「四〇八 同上」

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エク

「」という。)に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

「十〇十二 略」

「4〇7 略」

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 「略」

2 「略」

3 前条第三項(第三号二(4)及び第十一号)に係る部分に限る。

()の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の」とあるのは「第三条第一項の」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第三号中「第五号に規定するもの」とあるのは「カウンタパーティ信用リスク」と、「第六号のリスクに該当するもの」とあるのは「証券化取引に係るリスク」と、同号二(4)中「第五項」とあるのは「次条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第四号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

「4・5 略」

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 「略」

スポージャー」という。)に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

「十〇十二 同上」

「4〇7 同上」

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 「同上」

2 「同上」

3 前条第三項(第十一号)に係る部分に限る。()の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

「4・5 同上」

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 「同上」

「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「第四条第四項第二号において読み替えて準用する第五項」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に關与し又は助言を提

「同上」

「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に關与し又は助言を提

とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

〔4〕7 略〕

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 「略」

2 「略」

3 第二条第三項（第三号ニ(4)及び第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項の」とあるのは「第五条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第三号中「第五号に規定するもの」とあるのは「カウンターパーティ信用リスク」と、「第六号のリスクに該当するもの」とあるのは「証券化取引に係るリスク」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「第五条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第四号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と

対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

〔4〕7 同上〕

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 「同上」

2 「同上」

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4〕6 略〕

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「持株会社グループ（持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と

同項第三号ニ(4)中「第五項」とあるのは「第七条第四項第

〔4〕6 同上〕

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「持株会社グループ（持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と

同項第六号ロ中「自己資本比率告示第二百四十八条第一項

二号において読み替えて準用する第五項」と、同項第六号ロ中「自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第二百二条の二第二項）」とあるのは「持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項第一号から第四号まで（持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項）」と、同号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「自己資本比率告示第十四条各号」とあるのは「持株自己資本比率告示第二号各号」と、同項第九号中「自己資本比率告示第七十六条に規定する株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャー」という。）」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条に規定する株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項）」とあるのは「持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項第一号から第四号まで（持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項）」と、同号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「自己資本比率告示第十四条各号」とあるのは「持株自己資本比率告示第二号各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

〔4〕7 略〕

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第八条 「略」

2 「略」

3 第二条第三項(第三号二(4)及び第十一号に係る部分に限る。)及び前条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項の」とあるのは「第八条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第三号中「第五号に規定するもの」とあるのは「カウンターパーティ信用リスク」と、「第六号のリスクに該当するもの」とあるのは「証券化取引に係るリスク」と、同号二(4)中「第五項」とあるのは「第八条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第四号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4〕6 略〕

〔4〕7 同上〕

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第八条 「同上」

2 「同上」

3 第二条第三項(第十一号に係る部分に限る。)及び前条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4〕6 同上〕

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(3)については、内部格付手法採用行に限る。

「(1)・(2) 略」

(3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準(開示を要するエクスポージャーは、自己資本比率告示第五十六条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。)

(i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く。)

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

「(1)・(2) 同上」

「加える。」

- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。

〔(i) (iii) 略〕

〔削る。〕

〔(iv) (vi) 略〕

〔四〇十 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

ハ 「同上」

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (vi) 及び (vii) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。

〔(i) (iii) 同上〕

〔(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に PD/LGD 方式を適用する場合に限る。）

〔(v) (vii) 同上〕

〔四〇十 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

〔(1)～(3) 略〕

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

〔(1) 自己資本比率告示第七十六条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー〕

(2) (1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 略〕

〔ニ・ホ 略〕

ヘ 単体リスク・アセットの合計額（自己資本比率告示第三十七条の算式の分母の額をいう。第十四条第一項第三号において同じ。）及び単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第三十七条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第十四条第一項第三号において同じ。）信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リ

〔(1)～(3) 同上〕

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

〔(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー〕

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 同上〕

〔ニ・ホ 同上〕

ヘ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第三十七条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第十四条第一項第三号において同じ。）

二 〔同上〕

スク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 延滞エクスポージャー(自己資本比率告示第七十一条に規定する延滞エクスポージャー及び自己資本比率告示第七十二条に規定する自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーをいう。第五号イ(2)並びに第十二条第四項第三号ハ及び第六号イ(2)において同じ。)の期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

「(1)・(2) 略」

「ニ・ホ 略」

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額(自己資本比率告示第六章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となるエクスポージャーの額(自己資本比率告示第七十八条に規定するオフ・バランス取引に係るものを除く。)をいう。以下この号及び第十二条第四項第三号において同じ。)

「イ・ロ 同上」

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

「(1)・(2) 同上」

「ニ・ホ 同上」

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果の割合が信用供与の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号、第二百四十八条(自己資本比率告示第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。)並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号(自己資本比率告示第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

- (2) CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この号及び第十二条第四項第三号において同じ。）を適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額。以下この号及び第十二条第四項第三号において同じ。）
- (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額
- (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額
- (5) 信用リスク・アセットの額
- (6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合
- ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額（オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイト

「号の細分を加える。」

トの区分ごとの内訳

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

(3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を(2)に掲げる額で除した割合をいう。）

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額

リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第五十三条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

「号の細分を加える。」

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第五十三条第三項及び第五項並びに第六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合における

又 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法（内部格付手法のうち、自己資本比率告示第四百四十七条第二項各号に掲げるエクスポージャーに該当しない事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いる手法をいう。以下この号及び第十号並びに第十二条第四項第三号及び第十一号において同じ。）を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る $EL_{default}$ を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）
「削る。」

ル (2) 「略」

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー

るリスク・ウェイトの区分ごとの残高
チ 「同上」

- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る $EL_{default}$ を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

- (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

リ (3) 「同上」

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー

ー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヲ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔三・四 略〕

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当

ー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔三・四 同上〕

五 「同上」

イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産につい

期の証券化取引に係るものに限る。)

〔(3)～(11) 略〕

〔ロ～ニ 略〕

六 「略」

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下この号及び第十二条第四項第八号イにおいて「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) 「略」

〔ロ～ホ 略〕

〔八・九 略〕

十 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用行に限る。）

イ 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー並びに自己資本比率告示第八章の二に規定するCVAリスクを除く。）に関する次に掲げる事項

(1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（v）及び（vi）に掲げるポ

ては、当期の証券化取引に係るものに限る。)

〔(3)～(11) 同上〕

〔ロ～ニ 同上〕

六 「同上」

七 「同上」

イ 「同上」

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下この号、第十二条第四項第八号及び第十五条第四項第八号において「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) 「同上」

〔ロ～ホ 同上〕

〔八・九 同上〕

〔号を加える。〕

-
- ポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリスク業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額
- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- 1
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- (2) (1) (i) から (ix) までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算に S A | C C R（自己資本比率告示第七十九条の二に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下この号及び次号並びに第十二
-

条第四項第十一号及び第十二号において同じ。)を用いて算出した信用リスク・アセットの額(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

- (3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ(自己資本比率告示第五十六条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。)の信用リスク・アセットの額及び(1)に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

-
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- (4) (3)の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にS A | C C Rを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
-

(ix) 購入債権

ロ 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 信用リスク・アセットの額

(2) 銀行を標準的手法採用行とみなして自己資本比率告示第八章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額

十一 期待エクスポージャー方式（自己資本比率告示第七十九条の三に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。第十二条第四項第十二号において同じ。）とS A | C C Rの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第七十九条の三第一項の承認を受けた標準的手法採用行に限る。）

イ カウンターパーティー信用リスクの信用リスク・アセットの額

ロ 自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にS A | C C Rを用いて算出したカウンターパーティー信用リスクの信用リスク・アセットの額

十二 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用行に限る。）

イ マーケット・リスク相当額の合計額

ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）

「号を加える。」

「号を加える。」

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第十一条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準の直近の二中間事業年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号へ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第二号へ中「をいう。第五号イ(2)並びに第十二条第四項第三号ハ及び同項第六号イ(2)」とあるのは「をいう。第五号イ(2)」と、同号へ中「をいう。以下この号及び第十二条第四項第三号」と、同号又中「をいう。以下この号及び第十号並びに第十二条第四項第三号及び第十一号」とあるのは「をいう。以下この号及び第十号」と、同項第三号イ中「基礎的内部格付手法(内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。)」とあるのは「基礎的内部格付手法」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第十一条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準の直近の二中間事業年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号へ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号イ中「基礎的内部格付手法(内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。)」とあるのは「基礎的内部格付手法」と、同項第七号イ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同
号二中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対
照表及び中間損益計算書」と、「をいう。以下この号及び次号
並びに第十二条第四項第十一号及び第十二号」とあるのは「
をいう。以下この号及び次号」と、同項第十一号中「をいう
第十二条第四項第十二号において同じ。」とあるのは「をいう
。」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の
開示事項)

第十二条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇三 略」

四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次
に掲げる事項(3)については、内部格付手法採用行に限
る。)

「(1)・(2) 略」

(3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類す
る場合の基準(開示を要するエクスポージャーは、自
己資本比率告示第五十六条から第七十六条まで及び第
七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーに限
る。)

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の
開示事項)

第十二条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次
に掲げる事項

「(1)・(2) 同上」

「加える。」

(i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く。)

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

1

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(vii) 株式等エクスポージャー

(viii) 特定貸付債権

(ix) 購入債権

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。

〔(i) (iii) 略〕

〔削る。〕

ハ 「同上」

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (vi) 及び (vii) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。

〔(i) (iii) 同上〕

(iv) 株式等エクスポージャー(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に PD/LGD 方

(iv) (vi) 「略」

〔五〇十一 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

〔2〕・〔3〕 略〕

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第七十六条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー

(2) (1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセ

式を適用する場合に限る。）

(v) (vii) 「同上」

〔五〇十一 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

〔2〕・〔3〕 同上〕

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー

(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセ

ツトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 略〕

〔ニ・ホ 略〕

へ 連結リスク・アセットの合計額（自己資本比率告示第二十五条の算式の分母の額をいう。第十四条第二項第三号において同じ。）及び連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二十五条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第十四条第二項第三号において同じ。）

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

〔(1)・(2) 略〕

〔ニ・ホ 略〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七條の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区

ツトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 同上〕

〔ニ・ホ 同上〕

へ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二十五条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第十四条第二項第三号において同じ。）

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

〔(1)・(2) 同上〕

〔ニ・ホ 同上〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場

分ごとの内訳

- (1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額
 - (2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額
 - (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額
 - (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額
 - (5) 信用リスク・アセットの額
 - (6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合
- ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額（オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十

合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号、第二百四十八条（自己資本比率告示第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。）並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(1) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額

(3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額を(2)に掲げる額で除した割合をいう。）

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額

リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第五十三条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第五十三条第三項及び第五項並びに第六十六條第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 「同上」

次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 「略」
「削る。」

(2) 「略」

ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヲ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔四・五 略〕

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 「同上」

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 「同上」

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔四・五 同上〕

六 「同上」

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔3〕(11) 略〕

〔ロ〕ニ 略〕

〔七〕十 略〕

十一 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用行に限る。）

イ 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー並びに自己資本比率告示第八章の二に規定するCVAリスクを除く。）に関する次に掲げる事項

(1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合

イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔3〕(11) 略〕

〔ロ〕ニ 同上〕

〔七〕十 同上〕

〔号を加える。〕

- が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
- 及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額
- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- 1
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- (2) (1)(i)から(ix)までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にS A | C C Rを用いて算出した信用リスク・アセットの額(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。) 及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

-
- (3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ（自己資本比率告示第五十六条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。）の信用リスク・アセットの額及び(1)に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（(1)において、(1)(v)及び(1)(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(1)(vi)の両者を区別して開示することを要しない。）
- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- 1
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- (4) (3)の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比
-

-
- 率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にS A | C C Rを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)
 - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
 - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
 - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
 - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- 1
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
 - (vii) 株式等エクスポージャー
 - (viii) 特定貸付債権
 - (ix) 購入債権
- ロ
- (1) 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - (2) 信用リスク・アセットの額
 - (2) 銀行を標準的手法採用行とみなして自己資本比率告示第八章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額
-

十二 期待エクスポージャー方式とSA-CCRの比較に関する

次に掲げる事項（自己資本比率告示第七十九条の三第一項の承認を受けた標準的手法採用行に限る。）

イ カウンターパーティー信用リスクの信用リスク・アセットの額

ロ 自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にSA-CCRを用いて算出したカウンターパーティー信用リスクの信用リスク・アセットの額

十三 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用行に限る。）

イ マーケット・リスク相当額の合計額

ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）

5 「略」

（銀行における四半期の開示事項）

第十四条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国内基準に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額

「号を加える。」

「号を加える。」

5 「同上」

（銀行における四半期の開示事項）

第十四条 「同上」

「一・二 同上」

三 単体総所要自己資本額

四 「略」

2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国内基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額

「四・五 略」

3 「略」

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）
第十五条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〽三 略」

四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（(3)については、内部格付手法採用行に限る。）

「(1)・(2) 略」

(3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合は、基準（開示を要するエクスポージャーは、持株自己資本比率告示第三十四条から第五十四条まで及

四 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 連結総所要自己資本額

「四・五 同上」

3 「同上」

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）
第十五条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〽三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

「(1)・(2) 同上」

「号の細分を加える。」

び第五十五条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。)

(i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く。)

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャ

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(vii) 株式等エクスポージャー

(viii) 特定貸付債権

(ix) 購入債権

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

〔(i) (iii) 略〕

ハ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

〔(i) (iii) 同上〕

「削る。」

(iv) (vi) 「略」

「五〇九 略」

十 持株自己資本比率告示第五十四条に規定する株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（「持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャー」という。次項第八号において同じ。）に関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一 「略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

〔(1) (3) 略〕

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 持株自己資本比率告示第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エ

(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に PD/LGD 方式を適用する場合に限る。）

(v) (vi) 「同上」

「五〇九 同上」

十 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一 「同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

〔(1) (3) 同上〕

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

クスポージャー

(2) (1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算（持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第四百五十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 略〕

〔ニ・ホ 略〕

ヘ 連結リスク・アセットの合計額（持株自己資本比率告示第十四条の算式の分母の額をいう。第十七条第一項第三号において同じ。）及び連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第十四条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第十七条第一項第三号において同じ。）

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲

(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算（持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第四百五十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 同上〕

〔ニ・ホ 同上〕

ヘ 連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第十四条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第十七条第一項第三号において同じ。）

三 〔同上〕

げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 延滞エクスポージャー（持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー及び持株自己資本比率告示第五十条に規定する自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーをいう。第六号イ(2)において同じ。）の期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

「(1)・(2) 略」

「ニ・ホ 略」

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第三十三条から第五十四条まで及び第五十五条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額（持株自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となるエクスポージャーの額（持株自己資本比率告示第五十六条に規定するオフ・バランス取引に係るものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）

(2) CCF（持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額

「イ・ロ 同上」

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

「(1)・(2) 同上」

「ニ・ホ 同上」

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに持株自己資本比率告示第五十七条の五第二項第二号、第百五十五条の二第二項第二号、第百二十六条（持株自己資本比率告示第百三条及び第百五条において準用する場合に限る。）並びに第百二十六条の四第一項第一号及び第二号（持株自己資本比率告示第百三条及び第百五条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

に対して適用される掛目をいう。以下この号において同じ。)を適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額(ＣＣＦを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額。以下この号において同じ。)

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(4) ＣＣＦを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

(5) 信用リスク・アセットの額

(6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合

ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第三十三条から第五十四条まで及び第五十五条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのＣＣＦを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額(オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額をいう。)並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第三十三条から第五十四条まで及び第

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

五十五条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(1) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果
を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果
を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

(3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用
リスク削減手法の効果
を勘案する前のオフ・バランス
取引のエクスポージャーの額を(2)に掲げる額で除した
割合をいう。）

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果
を勘案した後のオン・バランスシートの額及びオフ・
バランス取引のエクスポージャーの額の合計額

リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、
スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸
付債権について、持株自己資本比率告示第百三十一条第
三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される
場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、
次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、
スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸
付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用さ
れる株式等エクスポージャーについて、持株自己資本比
率告示第百三十一条第三項及び第五項並びに第百四十四
条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合に
おけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 「同上」

に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的
内部格付手法（内部格付手法のうち、持株自己資本比率告示第百二十五条第二項各号に掲げるエクスポージャーに該当しない事業法人等向けエクスポージャーに
対してLGD及びEADの自行推計値を用いる手法をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）を適用する
場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの
加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的
内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重
平均値を含む。）

〔削る。〕

(2) 〔略〕

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及び

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的
内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、
リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的
内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 〔同上〕

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リ

その他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

㉞ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔四・五 略〕

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産

ボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

㉞ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔四・五 同上〕

六 「同上」

イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主

の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔(3)～(11) 略〕

〔ロ～ニ 略〕

七 〔略〕

八 持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1) 上場している持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャー

(2) (1)に該当しない上場している持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャー

ロ 持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

〔ハ～ホ 略〕

〔九・十 略〕

十一 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用行に限る。）

イ 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー並びに持株自己資本比率告示第六章の二に規定するCVAリスクを除く。）に

な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔(3)～(11) 同上〕

〔ロ～ニ 同上〕

七 〔同上〕

八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 〔同上〕

(1) 上場株式等エクスポージャー

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

〔ハ～ホ 同上〕

〔九・十 同上〕

〔号を加える。〕

関する次に掲げる事項

- (1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリアル業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額
 - (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
 - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
 - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
 - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
 - (v) 適格リボルビング型リアル向けエクスポージャー
 - 1
 - (vi) その他リアル向けエクスポージャー
 - (vii) 株式等エクスポージャー
 - (viii) 特定貸付債権
 - (ix) 購入債権
- (2) (1)から(ix)までに掲げるエクスポージャーに標準

的手法を適用し、持株自己資本比率告示第五十七条に定める与信相当額の計算にS A | C C R (持株自己資本比率告示第五十七条の二に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下この号及び次号において同じ。)を用いて算出した信用リスク・アセットの額(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

- (3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ(持株自己資本比率告示第三十四条から第五十四条まで及び第五十五条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。)の信用リスク・アセットの額及び(1)に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)

- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー
-

-
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
 - (vii) 株式等エクスポージャー
 - (viii) 特定貸付債権
 - (ix) 購入債権
- ロ 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 信用リスク・アセットの額
 - (2) 銀行持株会社を標準的手法採用行とみなして持株自己資本比率告示第六章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額
- 十二 期待エクスポージャー方式（持株自己資本比率告示第五十七条の三に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。）とS A | C C Rの比較に関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第五十七条の三第一項の承認を受けた標準的手法採用行に限る。）
- イ カウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額
 - ロ 持株自己資本比率告示第五十七条に定める与信相当額の計算にS A | C C Rを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額
- 十三 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用行に限る。）
- イ マーケット・リスク相当額の合計額
 - ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出にお
-

「号を加える。」

「号を加える。」

<p>2 〔略〕</p>	<p>5 〔略〕</p> <p>いて内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）</p> <p>（銀行持株会社における四半期の開示事項） 第十七条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国内基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額</p> <p>〔四・五 略〕</p>
------------------	---

<p>2 〔同上〕</p>	<p>5 〔同上〕</p> <p>（銀行持株会社における四半期の開示事項） 第十七条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 連結総所要自己資本額</p> <p>〔四・五 同上〕</p>
-------------------	--